

(仮称)川内鬼太郎山風力発電事業

環境影響評価方法書についての  
意見の概要と事業者の見解

平成 29 年 5 月

J R 東日本エネルギー開発株式会社

## 目 次

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧 .....	1
1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧 .....	1
(1) 公告の日 .....	1
(2) 公告の方法 .....	1
(3) 縦覧場所 .....	2
(4) 縦覧期間 .....	3
(5) 縦覧者数 .....	3
2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催 .....	4
(1) 公告の日及び公告方法 .....	4
(2) 開催日時、開催場所及び来場者数 .....	4
3. 環境影響評価方法書についての意見の把握 .....	4
(1) 意見書の提出期間 .....	4
(2) 意見書の提出方法 .....	4
(3) 意見書の提出状況 .....	4
第2章 環境影響評価方法書の環境保全の見地からの提出意見の概要と事業者の見解 .....	5
1. 環境の保全の見地からの意見 .....	5
(1) 騒音及び超低周波音 .....	5
(2) 動物・植物・生態系 .....	7
(3) 一般環境中の放射性物質 .....	13
(4) 景観・人と自然との触れ合いの活動の場 .....	14
2. その他の意見 .....	15

## 第 1 章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

### 1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第 7 条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、方法書を作成した旨及びその他事項を公告し、方法書を公告の日から起算して約 1 月間縦覧に供した。

#### (1) 公告の日

平成 29 年 3 月 7 日（火）

#### (2) 公告の方法

##### ① 日刊新聞紙による公告（別紙 1 参照）

下記日刊紙に「公告」を掲載した。

- ・平成 29 年 3 月 7 日（火）付 福島民友新聞社、福島民報社の全県版  
※平成 29 年 3 月 16 日（木）に開催する説明会についての公告を含む。

##### ② 地方公共団体の公報、広報誌によるお知らせ

下記広報誌に「お知らせ」を掲載した。

- ・広報おおくま 3 月 1 日号（平成 29 年 3 月 1 日発行）（別紙 2-1 参照）  
[http://www.town.okuma.fukushima.jp/sites/default/files/pdf/kouhou/kouhou\\_okuma\\_20170301v.pdf](http://www.town.okuma.fukushima.jp/sites/default/files/pdf/kouhou/kouhou_okuma_20170301v.pdf)
- ・川内村お知らせチラシ（平成 29 年 3 月 1 日（水））（別紙 2-2 参照）
- ・檜葉町お知らせチラシ（平成 29 年 3 月 2 日（木））（別紙 2-3 参照）

##### ③ インターネットによるお知らせ

平成 29 年 3 月 7 日（火）又はそれ以降から、下記のウェブサイト「お知らせ」を掲載した。

- ・福島県のウェブサイト（別紙 3-1 参照）  
<https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/eia-zisshianken/eia-anken-law-22.htm>
- ・いわき市 ウェブサイト（別紙 3-2 参照）  
<http://www.city.iwaki.lg.jp/www/contents/1450751689820/index.html>
- ・大熊町 ウェブサイト（別紙 3-3 参照）  
<http://www.town.okuma.fukushima.jp/201703/02-4249>
- ・富岡町 ウェブサイト（別紙 3-4 参照）  
<http://www.tomioka-town.jp/living/cat25/2017/03/003414.html>
- ・J R 東日本エネルギー開発株式会社 ウェブサイト（別紙 3-5～3-6 参照）  
<http://www.jr-energy.jregroup.ne.jp/info/oninews201703.html>

### (3) 縦覧場所

関係自治体庁舎の計 11 箇所において縦覧を行った。また、インターネットの利用により縦覧を行った。

#### ① 関係自治体庁舎での縦覧

- ・ 福島県庁生活環境部環境共生課(西庁舎八階) (別紙 4 参照)  
福島県福島市杉妻町 2-16
- ・ 福島県会津地方振興局県民環境部環境課 (別紙 4 参照)  
福島県会津若松市追手町 7-5
- ・ 福島県いわき地方振興局県民部県民生活課  
福島県いわき市平字梅本 15
- ・ いわき市役所本庁舎一階市民ロビー (別紙 4 参照)  
福島県いわき市平字梅本 21
- ・ いわき市役所小川支所  
福島県いわき市小川町高萩下川原 15
- ・ 檜葉町役場環境防災課  
福島県双葉郡檜葉町大字北田字鐘突堂 5-6
- ・ 富岡町役場復興推進課  
福島県郡山市大槻町字西ノ宮 48-5
- ・ 川内村役場総務課  
福島県双葉郡川内村大字上川内字早渡 11-24
- ・ 大熊町役場会津若松出張所企画調整課  
福島県会津若松市追手町 2-41
- ・ 大熊町役場いわき出張所環境対策課  
福島県いわき市好間工業団地 1-43
- ・ 大熊町役場中通り連絡事務所 (別紙 4 参照)  
福島県郡山市希望ヶ丘 11-10

#### ② インターネットの利用による縦覧

- ・ J R 東日本エネルギー開発株式会社 ホームページ  
<http://www.jr-energy.jregroup.ne.jp/>

#### (4) 縦覧期間

- ・縦覧期間：平成29年3月7日（火）から平成29年4月6日（木）まで  
（土・日曜日、祝日を除く。）
- ・縦覧時間：午前9時～午後5時
- ・電子縦覧：平成29年3月7日（火）午前0時から平成29年4月7日（金）  
午前10時まで

なお、インターネットの利用による縦覧については、電子縦覧の期間、常時アクセス可能な状態とした。

#### (5) 縦覧者数

縦覧者数（意見書箱への投稿者数）は8名であった。

（内訳）福島県庁生活環境部環境共生課	2名
福島県会津地方振興局県民環境部環境課	0名
福島県いわき地方振興局県民部県民生活課	0名
いわき市役所本庁舎	3名
いわき市役所小川支所	0名
檜葉町役場環境防災課	0名
富岡町役場復興推進課	0名
川内村役場総務課	3名
大熊町役場会津若松出張所企画調整課	0名
大熊町役場いわき出張所環境対策課	0名
大熊町役場中通り連絡事務所	0名

なお、インターネットの利用によるウェブサイトへのアクセス数は407回であった。

## 2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第7条の2の規定に基づき、方法書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

### (1) 公告の日及び公告方法

説明会の開催公告は、環境影響評価方法書の縦覧等に関する公告と同時に行った。

(別紙1、別紙2別紙3参照)

### (2) 開催日時、開催場所及び来場者数

説明会の開催日時、開催場所及び来場者数は以下のとおりである。

なお、来場者等の発言等の状況は別紙のとおりである。

#### ① 開催日時、開催場所及び来場者数

平成29年3月16日(木)

・開催時間及び場所：

18:30～20:30 川内村コミュニティセンター

(福島県双葉郡川内村大字上川内字小山平15)

来場者数：6名

## 3. 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第8条の規定に基づき、環境の保全の見地から意見を有する者の意見の提出を受け付けた。

### (1) 意見書の提出期間

平成29年3月7日(火)から平成29年4月20日(木)まで

(郵送の受付は当日消印まで有効とした。)

### (2) 意見書の提出方法

環境保全の見地からの意見について、以下の方法により受け付けた。

① 縦覧場所に設置した意見書箱への投函

② JR東日本エネルギー開発株式会社への書面の郵送、FAX及び電子メール

### (3) 意見書の提出状況

合計5名の方から、7通の意見書が提出された。

## 第2章 環境影響評価方法書の環境保全の見地からの提出意見の概要と事業者の見解

「環境影響評価法」第8条の規定に基づく環境影響評価方法書について、環境の保全の見地から提出された意見は23件であった。なお、環境の保全の見地以外から提出された意見は1件であった。方法書についての意見の概要並びにこれに対する事業者の見解は、次のとおりである。

### 1. 環境の保全の見地からの意見

#### (1) 騒音及び超低周波音

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書1）

福島県いわき市A氏

No.	意見の概要	事業者の見解
1	<p>戸渡地区より川内村の境界まで車で約5～6分で行くことができる。近隣の所に居住しているので最短で5.3kmの（仮称）川内鬼太郎山風力発電事業は懸念されることが多い。その中で特に問題があるのではと思う、騒音、低周波音について意見を述べたい。</p> <p>まず低周波音とは？という定義である。環境省より発行されている「低周波音とは」の文書より抜粋すると低周波音は1～100ヘルツ、超低周波音は1～20ヘルツ。風力発電より発生するのは超低周波音なので20ヘルツまでの周波数で約80～120デシベルの大きさの音を出す。人の可聴域は約15ヘルツ以上となっている。これにより音としてはあまり聞こえないと考えていいと思われる。</p> <p>低周波音の影響については、「一つは、不快感や圧迫感などの人への影響（心身に係る影響）でもう一つは窓や戸の揺れ・がたつきなどの建具などへの影響（物的影響）です。」「低周波音による不快感や圧迫感人は低い音を聞く（あるいは感じる）ことにより発生します。」</p> <p>低周波音の人への影響は「これまでの研究によると私たちが生活している環境の中で発生している程度の大きさの低周波音では直接的な生理影響を生じる可能性は少ないと考えられています。また睡眠に対する影響については眠りが浅い時には、低周波音の大きさが10Hzで100dB、20Hzで95dB以上になると目が覚めることがあるという実験結果が得られています。」と記載されている。</p>	<p>平成28年11月に環境省が公表した報告書「風力発電施設から発生する騒音等への対応について」によると、風力発電施設から発生する超低周波音及び低周波音と健康影響については、明らかな関連を示す知見は確認できなかったとされています。</p> <p>しかしながら、超低周波音（低周波音を含む）については、科学的に未解明な部分もあるものと理解しており、方法書でお示しするとおり、「改訂・発電所に係る環境影響評価の手引」（経済産業省 平成27年7月）に従って、本事業の実施により騒音及び低周波音に係る影響を受けるおそれのある地域について、調査、予測及び評価を実施し、その結果を準備書に記載いたします。戸渡地区の住民の皆様には、今後、機会をいただいで、騒音及び低周波音についての環境影響評価の結果を御説明等をさせていただきます。</p>

No.	意見の概要	事業者の見解
	<p>要点を言えば影響はないと言いきれないということであるが、ガイドラインとして作成するというものではない。被害を受ける側の住民としては、影響がどの程度なのか知りたいところである。</p> <p>低周波音の建具などへの影響は「建具の低周波音に対する反応は低い周波数では人の感度よりも良く、揺れやすい窓や戸では5Hzで70dB、20Hzで80dB程度の低周波音によってがたつく場合があります。」とある。ここでは被害は皆無でないということを書いており、心配の一つとなる。勿論距離に比例して被害は少なくなるが、ガイドラインがないので確認はできない。「発生源が点とみなせる場合は発生源からの距離が倍になるごとに低周波音の大きさは6dBずつ減衰します」 ※「 」内環境省文章</p> <p>以上により川内村での定点観測値を戸渡地区住民に知らせて頂き、影響の可否を説明して下さい。</p>	
2	<p>2009. 5. 12「川内村有志より県へ提出したお願い」について</p> <p>「住民には風車と健康被害の因果関係を証明する術も責任もありません。事業を進める側に風車によって健康被害が起きえないことを証明する義務があるはずです。」</p> <p>海外での研究発表があるが、国内では周知されていないと思う。</p> <p>環境省の姿勢が明確にできていない以上、事業者は海外での知見を参考にして「予防原則」の立場でリスクを知らせてほしい。又、事業に十分な配慮をしてほしい。</p> <p>「3kmも離れているから大丈夫だと思っていた。風車からの騒音は聴こえるが夜中かすかに聴こえる程度なので最初はなぜ起こされるのかわからなかった。今までとは違う体の感覚で夜眠れなくなった。」</p> <p>(愛知県豊橋市細谷風力発電所 1500kW機 1基から3kmの場所に住んでいるOさん 男性 2008年11/26～29の聞き取り調査より)</p> <p>鬼太郎山では最大14基(3400kw×14)の設置予定なのでこの様な被害はどの程度の範囲であるのか予想できない。</p> <p>詳細な説明が必要である。</p> <p>※「 」内抜粋文書</p>	



(2) 動物・植物・生態系

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書2）

埼玉県さいたま市在住 B 氏

No.	意見の概要	事業者の見解
3	<p>コウモリ類について</p> <p>欧米での風力アセスメントにおいて、最も影響を受ける分類群として、コウモリ類と鳥類が懸念されており（バット&amp;バードストライク）、その影響評価等において重点化されている。</p> <p>国内でもすでに風力発電機によるバットストライクが起きており、不確実性を伴うものではなく、確実に起きる事象と予測して影響評価を行うべきである。</p> <p>このことを踏まえて本配慮書に対して以下の通り意見を述べる。</p> <p>コウモリ類の高度別飛翔状況調査について</p> <p>①フルスペクトラム方式の機種を使用し、FFT法を用いること。</p> <p>②P291の「バットディテクターは、調査地域内の風況観測ポールに高さを変えて3つ設置する」と記述されているが、通常、マイク延長ケーブルを用いて、外部マイクを高所に取り付ける。なぜなら、データの回収等を行うためである。</p> <p>③バットディテクターを取り付ける（?）、それぞれの高さを示すこと。</p> <p>④調査は春季から秋季にかけて連続して調査を行うことを記述すること。</p>	<p>弊社では、コウモリ類については、方法書に記載しております通り、現地調査は春季～秋季にかけて連続して調査を実施する計画と致しました。</p> <p>なお、使用機種等については、専門家に助言を戴きつつ検討いたします。風況観測ポールには、高度別の3箇所に外部マイクを設置しバットディテクターによるコウモリ類の確認調査を実施致します。マイクを設置する高度については、準備書において記載するように致します。</p>
4	<p>サーチライト調査について</p> <p>高度別の音声調査および踏査による音声調査を実施すれば、サーチライト調査よりもはるかに実効性が高いと考えるが、鳥類の専門家が提案したサーチライト調査を行わない理由を述べよ。</p>	<p>方法書に記載はありませんが、専門家から助言のあったサーチライト調査については、バットディテクターによる確認（踏査）時に併せて実施する予定で、これらは準備書以降において記載いたします。</p>

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書3）

神奈川県川崎市在住 C 氏

No.	意見の概要	事業者の見解
5	<p>コウモリ類について</p> <p>コウモリは夜間にたくさんの昆虫を捕食するので、生態系の中で重要な役割を持つ動物である。また害虫を食べるので、人間にとって、非常に役立つ益獣である。風力発電施設では、バットストライクが多数生じている。コウモリ類の出産は年1頭と、繁殖力が極めて低いため、死亡率のわずかな増加が、地域個体群へ重大な影響を与えるのは明らかである。国内では今後さらに風車が建設される予定であり、コウモリ類について累積的な影響が強く懸念される。これ以上風車で益獣のコウモリを殺さないでほしい。</p>	<p>コウモリ類については、専門家から助言を受けて、現地調査及び環境影響に関する予測評価を実施し、必要に応じて保全措置を検討いたします。また、風力発電機稼働後に事後調査を行い、バットストライクの発生状況を確認し、専門家の助言ふまえ、必要に応じて追加的な環境保全措置を検討することとしています。</p>
6	<p>コウモリ類について</p> <p>事業者は重要種以外のコウモリについて影響予測や保全をしないようだが、「重要種以外のコウモリは死んでも構わない」と思っているのか？日本の法律ではコウモリを殺すことは禁じられているはずではないのか？本事業者は「重要種以外のコウモリ」について、保全措置をとらずに殺すつもりか？風車で死ぬ可能性があるのだから、すべてのコウモリ種について影響予測及び保全措置を行うべきだとは思わないか？</p>	<p>自然環境保全の観点から、重要種以外でも影響が大きい場合は、専門家と相談の上、環境保全措置を検討したいと考えます。</p>
7	<p>コウモリ類の専門家へのヒアリングについて</p> <p>風力発電施設供用によるコウモリ類への影響を予測するために、必要十分な調査を行うべきである。必要な調査内容については、鳥類やネズミ類、大型哺乳類などの他分野の「専門家」ではなく、バットストライクについて十分な知識のある「コウモリ類の専門家」にヒアリングを行うべきではないのか。</p>	<p>調査、予測及び評価は、方法書に対する意見を踏まえ、コウモリ類について学識と経験のある専門家等から助言を受け、実施致します。</p>
8	<p>コウモリ類の調査について</p> <p>コウモリ相調査だけではバットストライクの影響予測や保全措置に必要な情報が得られない。コウモリ類の影響の程度を予測するために、「コウモリ類の専門家」の指導のもと、調査の重点化を行うべきではないのか。</p>	<p>方法書に記載の通り、現地調査では高度別飛翔状況を記録するため、風況ポールの3箇所外部マイクを設置したバットディテクターによる調査の実施を予定しております。なお、調査については専門家にご助言を戴きながら実施いたします。</p>

No.	意見の概要	事業者の見解
9	<p>バットディテクターの探知距離について</p> <p>バットディテクターの探知距離は短く、高空、つまり風車ブレードの回転範囲のコウモリの音声は地上からほとんど探知できない。よって風況観測塔（バルーンは風で移動するので不適切）にバットディテクター（自動録音バットディテクター）の延長マイクを設置し、高高度におけるコウモリの音声を自動録音するべきではないのか。これらは、すでに欧米や国内で行われている一般的な調査手法である。</p>	<p>方法書に記載しております通り、現地調査では高度別飛翔状況を記録するため、風況ポイントの3箇所外部マイクを設置したバットディテクターによる調査の実施を予定しております。</p>
10	<p>バットディテクターの機種について</p> <p>ヘテロダイン方式のバットディテクターは、一度に探知できる周波数帯が狭いので、コウモリの種の識別にはほぼ使用できない。バットディテクターは、周波数解析が可能な方式の機種を使用すべきではないのか。</p>	<p>使用機種等については、御指摘事項もふまえ専門家に助言を戴きつつ検討いたします。</p>
11	<p>コウモリの音声解析について</p> <p>コウモリの周波数解析（ソナグラム）による種の同定は、国内ではできる種とできない種がある。図鑑などの文献にあるソナグラムはあくまで参考例であり、実際は地理的変異や個体差、ドップラー効果など声の変化する要因が多数あるため、専門家でも音声による種の同定は慎重に行う。よって、無理に種名を確定しないで、グループ（ソナグラムの型）に分けて利用頻度や活動時間を調査するべきではないのか。</p>	<p>御指摘の通り、周波数解析はソナグラムの型に分けて調査結果を整理する予定です。</p>
12	<p>コウモリ類の音声録音について</p> <p>捕獲によって攪乱が起こるので、自動録音調査と捕獲調査は、同日に行うべきでない（捕獲調査日の録音データは使用しないこと）。</p>	<p>御指摘事項については、留意して調査を実施いたします。</p>

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書4）

神奈川県川崎市在住 C 氏

No.	意見の概要	事業者の見解
13	<p>コウモリの捕獲調査について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コウモリの捕獲許可申請及び捕獲調査は必ずコウモリ類の専門家の指導のもとで行うべきではないのか。</li> <li>・6月下旬-7月中旬はコウモリ類の出産哺育期にあたるため、捕獲調査を避けるべきではないのか。</li> <li>・ハーブトラップでは樹冠上を飛翔するタイプのコウモリ（ヤマコウモリやヒナコウモリなど）を捕獲できない。カシミ網なら捕獲できるので、「コウモリ相調査」をするつもりならば「コウモリ類の専門家の指導のもと」でカシミ網も併用するべきであろう。</li> <li>・捕獲したコウモリは、麻酔をせずに、種名、性別、年齢、体重、前腕長等を記録し、速やかに放獣するべきではないか。</li> <li>・捕獲個体やねぐらに残した幼獣への影響が大きいので、ハーブトラップは、かならず夜間複数回見回るべきだ（夕方設置して、見回りせずに朝方回収などということをして絶対に行わないこと）。</li> </ul>	<p>捕獲調査については、事前に専門家に調査計画を御確認戴き、指導を受けた上で実施致します。なお、捕獲調査を行う際には、ご指摘いただいた事項にも注意し、対象個体の健康に影響がないように調査を進めます。</p>
14	<p>コウモリ類の保全措置について</p> <p>樹林内に建てた風車や、樹林（林縁）から200m以内に建てた風車は、バットストライクの高リスクが高いことが、これまでの研究でわかっている。低空（林内）を飛翔するコウモリでさえ、樹林（林縁）から200m以内ではバットストライクの高リスクが高くなる。コウモリを保全するため、風力発電機は樹林から200m以上離すべきではないのか？</p>	<p>バットストライクの定量的な予測手法は確立されておらず、衝突の発生頻度は周辺の環境特性（地形・植生等）や気象条件、生息密度などによって異なることが推測されます。</p> <p>したがって、風車稼働後に事後調査を行い、バットストライクの発生状況を確認し、風車毎の立地特性や発生要因を精査するとともに、専門家の助言のもとに、必要に応じて追加的な環境保全措置を検討することと致します。</p>

No.	意見の概要	事業者の見解
15	<p>コウモリ類の保全措置について</p> <p>コウモリの保全措置として、「カットイン風速の値を上げることと低風速時のフェザリング」が行われている。事業者は、コウモリの活動期間中にカットイン風速を少しだけあげ、さらに低風速でフェザリングを行えば、バットストライクの発生を抑えられることを認識しているのか？なお「国内におけるコウモリの保全事例数が少ないので保全措置は実施しない」といった回答をするかもしれないが、「国内の事例数」が少なくても「保全措置は実施可能」である。</p>	<p>バットストライクの定量的な予測手法は確立されておらず、衝突の発生頻度は周辺の環境特性（地形・植生等）や気象条件、生息密度などによって異なることが推測されます。</p> <p>したがって、風車稼働後に事後調査を行い、バットストライクの発生状況を確認し、風車毎の立地特性や発生要因を精査するとともに、専門家の助言のもとに、必要に応じて追加的な環境保全措置を検討することと致します。</p>
16	<p>コウモリ類の保全措置について</p> <p>事業者は「ライトアップをしない」ことが「コウモリ類の保全措置として有効ではないこと」を認識しているのか？ライトアップをしていなくてもバットストライクは発生している。昆虫類はライトだけでなくナセルが発する熱にも誘引される。仮に「ライトアップをしないこと」をコウモリの保全措置としてあげるならば、「ライトアップをしないことによりバットストライクを低減した」という事例があるのか述べよ。</p>	<p>風力発電事業が環境影響評価法の対象となつてからまだ数年しか経っておらず、供用後の事後調査によって、最近になってバットストライクの情報が蓄積されつつある段階です。このため、国内におけるバットストライクの発生メカニズムは、まだ十分に明らかとなっておらず、効果的な保全措置は現時点ではないものと考えております。</p> <p>したがって、風車稼働後に事後調査を行い、バットストライクの発生状況を確認し、風車毎の立地特性や発生要因を精査するとともに、専門家の助言のもとに、必要に応じて追加的な環境保全措置を検討することと致します。</p>
17	<p>コウモリ類の保全措置、供用後のモニタリングの実施方法について</p> <p>コウモリは通常、強風では飛ばないため、コウモリの保全措置として、カットイン風速の値を上げることとフェザリングが行われている。清明な事業者ならば、コウモリの活動期間中にカットイン風速を少しだけあげ、さらに低風速でフェザリングを行えば、バットストライクの発生を抑えられることを理解しているはずだ。</p> <p>現地調査によりコウモリ類への影響が予測された場合、事業者は適切な保全措置をする必要があるが、そのためには適切なカットイン風速を求める事前調査が必要だ。なぜなら適切なカットイン風速値はケースバイケースで一律ではないからだ。この調査は専門性が高く、鳥類や大型哺乳類など他の分野の専門家ではアドバイスできないだろう。「専門外の素人」に貴重な時間をかけるよりも、コウモリの保全措置について十分な知識のある「コウモリ類の専門家」に、調査手法や時期など適切であるか、きちんとヒアリングを行うべきではないのか。</p>	<p>風車稼働後に事後調査を行い、バットストライクの発生状況を確認し、風車毎の立地特性や発生要因を精査するとともに、専門家の助言のもとに、必要に応じて追加的な環境保全措置を検討することと致します。</p>

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書5）

神奈川県川崎市在住 C 氏

No.	意見の概要	事業者の見解
18	<p>コウモリ類の保全措置について</p> <p>事業者は目先の利益を優先し、自分たちの子孫につながるべき生物多様性をとりあげてはいけない。『事後調査でコウモリの死体を確認したら保全措置を検討する』などという悪質な事業者がいたが、コウモリの繁殖率は極めて低いので、一時的な殺戮が地域個体群へ与える影響は大きい。コウモリの活動期間中に『カットイン風速を少しあげ、さらに低風速でフェザリングを行えば』、バットストライクの発生を低減できることはこれまでの研究でわかっている。『ライトアップをしないこと』はバットストライクを低減する効果は科学的に確認されていない。さらに『事後調査』は『環境保全措置』ではない。</p> <p>『影響があることを予測』しながら『適切な保全措置』をとらないのは「発電所アセス省令」に違反するのではないか。</p>	<p>風力発電事業が環境影響評価法の対象となつてからまだ数年しか経っておらず、供用後の事後調査によって、最近になってバットストライクの情報が蓄積されつつある段階です。このため、国内における既往知見が少なく、バットストライクの定量的な予測手法は確立されていないのが現状です。</p> <p>また、バットストライクの発生頻度は周辺の環境特性（地形・植生等）や気象条件、生息密度などによって異なることが推測され異なることが推測されます。</p> <p>したがって、風車稼働後に事後調査を行い、バットストライクの発生状況を確認し、風車毎の立地特性や発生要因を精査するとともに、専門家の助言のもとに、必要に応じて追加的な環境保全措置を検討することと致します。</p>
19	<p>コウモリ類の保全措置について</p> <p>事業者は「環境影響を可能な限り回避・低減すべく環境保全措置を実施する」つもりが本当にあるのか？既存資料によれば、樹林から200mの範囲に風車を立てないこと、『カットイン風速を高く設定し、低速時のフェザリングをすること』のみがコウモリの保全措置として有効な方法であることがわかっている。この方法は、事業者が「十分実施可能な」、コウモリ類への保全措置であろう。ならば事業者はコウモリ類について、環境保全措置、つまり「カットイン風速を高く設定し、低速時のフェザリングをする」ことを「事後調査の後」まで先延ばしせず、即実施するべきではないのか？</p> <p>なお「国内におけるコウモリの保全事例が少ないので保全措置は実施しない（大量に殺した後に検討する）」といった回答をする事業者がいたが、そもそも「影響があることを知りながら適切な保全措置をとらない」のは、未必の故意、つまり「故意にコウモリを殺すこと」に等しい。</p>	<p>バットストライクの定量的な予測手法は確立されておらず、衝突の発生頻度は周辺の環境特性（地形・植生等）や気象条件、生息密度などによって異なることが推測されます。</p> <p>したがって、風車稼働後に事後調査を行い、バットストライクの発生状況を確認し、風車毎の立地特性や発生要因を精査するとともに、専門家の助言のもとに、必要に応じて追加的な環境保全措置を検討することと致します。</p>

### (3) 一般環境中の放射性物質

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書6）

東京都江東区在住 D 氏

No.	意見の概要	事業者の見解
20	<p>放射能汚染に関する環境影響評価の作業に関して、意見を述べる。放射線の量に係る調査、予測、評価の手法について「表 6.2.2-23」に記述されている。水質と土壌について調査が行われることになっているが、土壌は1回の調査実施となっている。ただし土壌調査のときに、土の採取などがどのように行われるのかは記述がない。そこで、土壌調査について以下の作業が必要と考えたが、これらについてどう対応するのか、明らかにすることを求める。</p> <p>1) 水質と同様に、季節ごとの複数回実施が必要である。雨・風などで汚染物質の移動が考えられるためである。</p> <p>2) 風力発電施設の建設地、そして建設のための道路予定地について、汚染土壌調査はメッシュ調査を実施する必要がある。14 基建設予定なので、14 の立地予定地でメッシュ調査を実施することを求める。調査土壌の採取では、各土地の地質、形状、植生等を考慮して、可能な限り多数のサンプリングを行うことが必要である。汚染は均一ではないから、建設作業での汚染物質の飛散、そして現場での労働被曝の危険性などが考えられるからである。</p> <p>3) 工事残土は場内処理の計画だが、場内処理できない場合にどうするのか、具体的対応策を示すことが必要である。汚染土が大量になることが分かった場合に、建設計画（予定地、基数等）の変更などを行うのか、説明を求める。</p>	<p>本事業の対象事業実施区域及びその周囲については現在避難指示区域は設定されておりませんが、空間線量率の高い地域が確認されているため、放射線の量について環境影響評価項目として選定しております。</p> <p>以下に1)～3)について、個別にお答え致します。</p> <p>1) 水質については、季節ごとに水量・水質の変化が考えられます。一方、土壌については、各地点における土壌の放射能濃度の季節変化は考えにくいものといえます。</p> <p>2) 調査地点については表層地質の代表性や空間線量調査結果等を考慮して選定いたします。また、各調査地点については、複数点の平均的な値をもって当該調査地点の値とすることを想定しています。</p> <p>3) 工事残土は基本的に場内処理とする計画です。場内で全てを処理できない場合には、あらためて検討のうえ、適切に対応致します。</p>

#### (4) 景観・人と自然との触れ合いの活動の場

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書7）

福島県いわき市在住 E 氏

No.	意見の概要	事業者の見解
21	鬼太郎山や萩塚山が登山対象とならなくなる。万太郎や松山と同様に。	現在鬼太郎山及び萩塚山には整備された登山道がなく、一般的な登山の対象となっていないものと認識しておりますが、風力発電機の設置に当たっては、両山域における周辺地域住民等による利用に配慮して計画致します。
22	木戸川上流の水源の自然をどうするのか、広く市民の議論が望ましいと考える。	対象事業実施区域及びその周辺の水環境及び動植物・生態系については、方法書に記載しておりますとおり、今後、調査、予測及び評価を行い、それらの結果に応じて環境保全措置を検討致します。 また、水源のかん養や土砂の崩壊の防備の機能を低下させることのないよう、森林の伐開は最小限に留めるとともに、河川の源流部における森林の伐開や土地の改変については極力回避するよう努めます。 なお、木戸川上流域において特に重要な、動物の注目すべき生息地である木戸川自然環境保全地域、及び重要な植物群落である木戸川のブナ・ミズナラ林特定植物群落の範囲には、本事業の対象事業実施区域を設定しておりません。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書1）

福島県いわき市在住 A 氏

No.	意見の概要	事業者の見解
23	景観について 戸渡地区からの景観は、山の陰となって見えないと予想されるが、見えないことが証明される写真（合成）が必要である。又、近隣である川内村へはよく通行しているので川内村の風景も大切である。イベントなどで川内村は村興しをよくされているので「田舎の自然な風景」を求めて来客している人が沢山いる。異物なのかどうか？風力発電は山里の風景になじむのか？各個人の見方はあるが、できれば川内村よりの写真（定点よりの合成）も報告してほしい。	ご指摘のとおり、戸渡地区からは山陰となつて本事業の風力発電機は視認できないものと予想しております。また、各眺望点からの景観の状況について写真合成（フォトモンタージュ）により影響を予測いたします。 戸渡地区の住民の皆様には、今後、機会をいただいて、景観についての環境影響評価の結果を御説明等をさせていただきます。



## 2. その他の意見

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書7）

福島県いわき市在住 E 氏

No.	意見の概要	事業者の見解
1	広く市民に広報されていない。市の公報や新聞にのらない。	本方法書は、環境影響評価法第5条第1項の規定に基づいて作成したものであり、同法第7条の規定に基づいて平成29年3月7日付けで福島民報及び福島民友の2紙で公告し、その後1月間一般の縦覧に供させていただいたところです。 加えて、いわき市では、市のウェブサイトによるお知らせ等をさせていただいております。

○日刊新聞紙における公告

福島民友新聞社（平成 29 年 3 月 7 日（火））

**お知らせ**

「環境影響評価法」に基づき、「仮称」川内鬼太郎山風力発電事業 環境影響評価方法を縦覧し、説明会を開催いたします。

一、事業者の名称  
J R 東日本エネルギー開発株式会社  
代表者の氏名  
代表取締役社長 山本 康裕

二、対象事業の所在地  
東京都港区新橋三丁目三番十四号  
（仮称）川内鬼太郎山風力発電事業  
発電所の種類  
風力（陸上）  
発電所の規模  
最大発電出力四万七千六百キロワット

三、対象事業実施区域  
福島県双葉郡川内村南東部の鬼太郎山を含む山稜上

四、環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲  
福島県いわき市、双葉郡楢葉町、富岡町、川内村、大熊町

五、縦覧の場所  
福島県庁生活環境部環境共生課（西庁舎八階）、  
福島県会津地方振興局県民環境部環境課、  
福島県いわき地方振興局県民部県民生活課、  
いわき市役所本庁舎一階市民ロビー、  
いわき市役所小川支所、  
楢葉町役場環境防災課、  
富岡町役場復興推進課、  
川内村役場総務課、  
大熊町役場会津若松出張所企画調整課、  
大熊町役場いわき出張所環境対策課、  
大熊町役場中通り連絡事務所

縦覧の期間  
平成二十九年三月七日（火）から  
平成二十九年四月六日（木）まで

縦覧の時間  
午前八時半から午後五時十五分まで（土・日・祝日を除く）

電子縦覧 <http://www.jp-energy-jregroup.ne.jp/>  
（平成二十九年三月七日（火）午前零時から  
平成二十九年四月七日（金）午前十時まで）

六、意見書の提出  
環境保全の見地からのご意見をお持ちの方は書面に住所氏名、ご意見（意見の理由を含む）をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けておきます意見書箱にご投入くださるか、平成二十九年四月二十日（木）までに八の問い合わせ先へご郵送ください（当日消印有効）。

七、住民説明会の開催を予定する場所・時間  
川内村コミュニティセンター（川内村上川内字小山十五）  
三月十六日（木）午後六時半から午後八時半まで

八、問い合わせ先（意見書の提出先）  
J R 東日本エネルギー開発株式会社  
〒一〇五〇〇〇四 新橋三丁目三番十四号 田村ビル九階  
電話〇三六二〇六〇七六 午前十時から午後五時まで  
（担当／企画管理部 広報担当）

福島民報新聞社（平成 29 年 3 月 7 日（火））

**お知らせ**

「環境影響評価法」に基づき、「仮称」川内鬼太郎山風力発電事業 環境影響評価方法を縦覧し、説明会を開催いたします。

一、事業者の名称  
J R 東日本エネルギー開発株式会社  
代表者の氏名  
代表取締役社長 山本 康裕

二、対象事業の所在地  
東京都港区新橋三丁目三番十四号  
（仮称）川内鬼太郎山風力発電事業  
発電所の種類  
風力（陸上）  
発電所の規模  
最大発電出力四万七千六百キロワット

三、対象事業実施区域  
福島県双葉郡川内村南東部の鬼太郎山を含む山稜上

四、環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲  
福島県いわき市、双葉郡楢葉町、富岡町、川内村、大熊町

五、縦覧の場所  
福島県庁生活環境部環境共生課（西庁舎八階）、  
福島県会津地方振興局県民環境部環境課、  
福島県いわき地方振興局県民部県民生活課、  
いわき市役所本庁舎一階市民ロビー、  
いわき市役所小川支所、  
楢葉町役場環境防災課、  
富岡町役場復興推進課、  
川内村役場総務課、  
大熊町役場会津若松出張所企画調整課、  
大熊町役場いわき出張所環境対策課、  
大熊町役場中通り連絡事務所

縦覧の期間  
平成二十九年三月七日（火）から平成二十九年  
四月六日（木）まで

縦覧の時間  
午前八時半から午後五時十五分まで（土・日・祝日を除く）

電子縦覧 <http://www.jp-energy-jregroup.ne.jp/>  
（平成二十九年三月七日（火）午前零時から平成  
二十九年四月七日（金）午前十時まで）

六、意見書の提出  
環境保全の見地からのご意見をお持ちの方は書面に住所氏名、ご意見（意見の理由を含む）をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けておきます意見書箱にご投入くださるか、平成二十九年四月二十日（木）までに八の問い合わせ先へご郵送ください（当日消印有効）。

七、住民説明会の開催を予定する場所・時間  
川内村コミュニティセンター（川内村上川内字小山十五）  
三月十六日（木）午後六時半から午後八時半まで

八、問い合わせ先（意見書の提出先）  
J R 東日本エネルギー開発株式会社  
〒一〇五〇〇〇四 新橋三丁目三番十四号 田村ビル九階  
電話〇三六二〇六〇七六 午前十時から午後五時まで  
（担当／企画管理部 広報担当）

○地方公共団体の公報、広報誌によるお知らせ

広報おおくま 3月1日号（平成29年3月1日発行）

# お知らせ

## 風力発電事業に係る縦覧と説明会

**■事業者**  
J-R 東日本エネルギー開発株式会社（東京都港区新橋三丁目3番14号、代表取締役社長・山本康裕）

**■対象事業の名称**  
（仮称）川内鬼太郎山風力発電事業

**■発電所の原動力の種類**  
風力（陸上）

**■発電所の規模**  
最大47600キロワット（最大14基）

**■対象事業実施区域**  
川内村南東部の鬼太郎山を含む山稜上

**■環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲**  
いわき市、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町

**■縦覧の場所**  
県庁生活環境部環境共生課（西庁舎8階）、県会津地方振興局県民環境部環境課、県いわき地方振興局県民部県民生活課、いわき市役所本庁舎1階市民ロビー、いわき市役所小川支所、楡葉町役場環境防

**■期間**  
3月7日（火）から4月6日（木）までの午前9時から午後5時まで（土、日、祝日を除く開庁日）。電子縦覧は <http://www.jr-energy.jp/groupnet/>（3月7日午前0時～4月7日午前10時）

**■意見書の提出**  
環境保全の見地からのご意見をお持ちの方は書面に住所、氏名、ご意見（意見の理由を含む）をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けてある意見書箱に投函するか、4月20日（木）までに郵送してください（当日消印有効）。

**■住民説明会**  
川内村コミュニティセンター  
1（川内村上川内字小山15）  
3月15日（水）午後7時から開催予定  
J-R 東日本エネルギー開発株式会社  
〒105-0004 東京都

**■事業**  
災害、富岡町役場復興推進課、大熊町役場会津若松出張所企画調整課、大熊町役場いわき出張所環境対策課、大熊町役場中通り連絡事務所、川内村役場総務課

港区新橋三丁目3番14号田村町ビル9階  
03(6206)6076  
（担当：企画管理部広報担当）  
※午前10時から午後5時まで

## 来年の大熊町成人式は1月7日です

大熊町では平成30年成人式を次のとおり予定しています。  
平成30年1月7日（日）  
グランパルティいわき（いわき市平谷川瀬明治町30）  
平成9年4月2日～平成10年4月1日生まれの方  
成人式典、懇親会、集合写真撮影  
大熊町役場会津若松出張所 教育総務課

## 中間貯蔵施設に係る弁護士無料相談のご案内

町では中間貯蔵施設の建設に伴い町民の皆さまが抱える不安や諸問題に対応するため、弁護士による相談会を開催します。当該施設建設に伴う権利関係等の疑問点について、無料で相談することができ、相談できること  
中間貯蔵施設建設に伴う契約、地上権、相続等について※法律相談であり、補償価格に関する相談はできませんのでご了承ください

**◆対象者**  
大熊町内の中間貯蔵施設建設予定地内に不動産（土地・建物）を所有されている方

**◆相談料**  
無料

**◆相談時間**  
1回につき50分程度（各会場3組までの事前予約制）

**◆会津若松市**  
3月13日（月）  
午後2時～5時

**◆いわき市**  
3月17日（金）  
午後2時～5時

**◆大熊町役場会津若松出張所**  
3月22日（水）  
午後2時～5時

**◆大熊町役場いわき出張所**  
3月22日（水）  
午後2時～5時

**◆大熊町役場中通り連絡事務所**  
3月22日（水）  
午後2時～5時

**◆申し込み方法**

事前予約の先着順になりますので、ご連絡をお願いします。

大熊町役場会津若松出張所 企画調整課  
※受付時間は午前8時30分～午後5時15分（平日のみ）

## 双葉警察署の本署機能が移転します

双葉警察署は3月30日、本署機能を富岡町の富岡本庁舎に移転します。これに伴い、道の駅ならはの臨時庁舎は「双葉南部臨時庁舎」に名称変更します。

本署機能移転に伴い、3月30日以降の窓口業務は、次のとおり変更します。

■交通窓口  
・運転免許更新・記載事項変更等

■自動車保管場所証明等  
・道路使用許可申請

これまでどおり「双葉南部臨時庁舎」のみで行い、富岡本庁舎ではできません。

■生活安全窓口  
・銃砲、風俗、警備業、古物関係の申請および届出

○地方公共団体の公報、広報誌によるお知らせ

川内村お知らせチラシ（平成 29 年 3 月 1 日（水））

## 風力発電事業に係る説明会のお知らせ

JR東日本エネルギー開発株式会社が計画する「**（仮称）川内鬼太郎山風力発電事業**」に関する**説明会を実施します**のでお知らせいたします。

福島県は、「福島県再生可能エネルギー推進ビジョン」の中で、復興のための主要施設として再生可能エネルギーの飛躍的な推進を目指しています。ビジョンを実現するための構想のひとつとして、「**阿武隈地域で風力発電を行う仮事業者の公募**」が行われ、JR東日本エネルギー開発株式会社が**仮事業者として選定**されました。  
このため、以下の内容で、事業の概要や環境影響調査の内容等について、説明会及び図書の縦覧を実施します。

<b>1. 説明会の内容</b>	風力発電事業の概要や環境影響評価方法書の内容等を説明いたします
<b>2. 説明会の日時、場所</b>	日時:平成29年 3月16日(木) 18時半～ 場所:川内村コミュニティセンター (川内村大字上川内字小山15)
<b>3. 環境影響評価方法書の縦覧場所、期間</b>	場所:川内村役場総務課 期間:平成29年3月7日(火)～4月6日(木) (平日の開庁時間)
<b>4. 事業の場所</b>	<b>川内村の鬼太郎山周辺を中心とした区域</b> (右図の枠の範囲)
<b>5. 問合せ先</b>	JR東日本エネルギー開発株式会社 電話番号:03-6206-6076 〒105-0004 東京都港区新橋3丁目3番14号田村町ビル9階 担当者:企画管理部 広報担当
<b>6. 環境影響調査実施会社</b>	株式会社建設環境研究所



凡例  
 :本事業の予定区域



**JR東日本エネルギー開発株式会社**  
JR - EAST Energy Development Co., Ltd.

[別紙 2-3]

○地方公共団体の公報、広報誌によるお知らせ

檜葉町お知らせチラシ（平成 29 年 3 月 2 日（木））

## 風力発電事業に係る図書縦覧のお知らせ

JR東日本エネルギー開発株式会社が計画する「(仮称)川内鬼太郎山風力発電事業」に係る環境影響評価方法書の縦覧を実施しますのでお知らせいたします。

福島県は、「福島県再生可能エネルギー推進ビジョン」の中で、復興のための主要施設として再生可能エネルギーの飛躍的な推進を目指しています。

上記のビジョンを実現するための構想のひとつとして、「阿武隈地域で風力発電を行う仮事業者の公募」が行われ、JR東日本エネルギー開発株式会社が阿武隈地域で風力発電を行う仮事業者として選定されました。

このため、以下の内容で、対象事業の環境影響評価方法書の縦覧を実施します。

### 1. 環境影響評価方法書の縦覧場所、期間

場所：榎葉町役場環境防災課

会津地方振興局県民環境部環境課

いわき地方振興局県民部県民生活課

HP 縦覧：<http://www.jr-energy.jregroup.ne.jp/>

期間：平成29年3月7日（火）～4月6日（木）（意見受付は4月20日（木）まで）

時間：平日の開庁時間

### 2. 住民説明会の実施場所、日時

場所：川内村コミュニティセンター

（川内村上川内字小山15）

日時：平成29年3月16日（木）

18時30分から20時30分まで

### 3. 事業の場所

川内村の鬼太郎山周辺を中心とした区域  
（右図の枠の範囲）

### 4. 問い合わせ先

JR東日本エネルギー開発株式会社

電話番号：03-6206-6076

〒105-0004

東京都港区新橋3丁目3番14号

田村町ビル9階

担当者：企画管理部 広報担当



### 5. 環境影響調査実施会社

株式会社建設環境研究所



JR東日本エネルギー開発株式会社

JR - EAST Energy Development Co., Ltd.

○インターネットによる「お知らせ」

(福島県のウェブサイト)



(更新情報)

平成29年3月7日(火)環境影響評価方法書が公表・掲載開始されました。

事業の名称	(仮称)川内鬼太郎山風力発電事業		
事業者	双葉日本エネルギー株式会社		
事業の種類	風力発電所設置事業		
事業の実施区域	双葉郡川内村東部の鬼太郎山を含む山域上		
事業の規模	出力	最大47,600キロワット	
関連地域(市)	いわき市、双葉郡楳原町、富岡町、川内村及び大楸町		
記載書	公表日		
	掲載期間		
	掲載場所		
	意見書提出期間		
	福島県環境影響評価委員会	開催日	
知事意見	連絡日		
方法書	公表日	平成29年3月7日(火)	
	掲載期間	平成29年3月7日(火)～平成29年4月6日(木)	
	意見書提出期間	平成29年3月7日(火)～平成29年4月20日(木)	
掲載場所	福島県庁生活環境部環境共創課、福島県会津地方振興局県民環境部環境課、福島県いわき地方振興局県民部県民生活課、いわき市役所本庁舎1階市民ロビー、いわき市役所小川支所、楳原町役場環境防災課、富岡町役場環境共創課、川内村役場建設課、大楸町役場生涯学習文化センター企画課、大楸町役場いわき出張所環境対策課、大楸町役場中楸出張所環境対策課		

説明会の開催	日時	平成29年3月16日(木)		
	場所	川内村コミュニティセンター		
意見数	件			
福島県環境影響評価委員会	開催日	平成29年3月21日(火)		
知事意見	連絡日			
準備書	公表日			
	掲載期間			
	意見書提出期間			
	説明会の開催	日時		
		場所		
	意見数			
	公開会の開催			
福島県環境影響評価委員会	開催日			
知事意見	連絡日			
評価書	公表日			
	掲載期間			
工事着手の届出				
工事完了の届出				
事後調査報告書	公表日			
	掲載期間			
対象事業の廃止等				
備考	本事業は、「(仮称)福島県双葉風力発電事業」として計画段階環境配慮書の申請がなされた後、平成29年2月14日付で一部の事業手続を完了しました。			

(※)環境影響を受ける範囲であると思われる地域

このページに関するお問い合わせ先

**環境共創課 環境影響評価担当**  
 〒960-8678 福島県福島市南町2-16  
 Email: kyousei@pref.fukushima.lg.jp Tel: 024-521-7250 Fax: 024-521-7927 [電子メールでのお問い合わせはこちら](#)

## ○インターネットによる「お知らせ」

(いわき市のウェブサイト)



トップページ > 暮らし・地域 > ごみ・環境 > 環境保護 > 環境保全対策・お知らせ > 環境影響評価

## 環境影響評価

[Twitter](#)
[いいね!](#)
[シェア](#)
[LINEで送る](#)
 問い合わせ番号：14507-5168-9820 更新日：2017年3月7日

### 環境影響評価（環境アセスメント）制度について

環境影響評価（環境アセスメント）制度とは、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を実施しようとする者が、事業の実施前に、住民、市町村、県等が参加する一連の手続きを通して、その事業が環境に及ぼす影響について調査、予測及び評価を行い、必要な環境保全措置を検討することにより、その事業を環境保全上より望ましいものとしていく仕組みです。

我が国の環境影響評価制度は、昭和59年に閣議決定された環境影響評価実施要綱などにより運用されてきましたが、平成9年6月に「環境影響評価法」が制定され、平成11年6月から全面施行されました。福島県では、平成3年7月に環境影響評価要綱を施行し、ゴルフ場等を対象に運用してきましたが、環境影響評価法の制定等を踏まえ、評価の対象となる事業の範囲を拡大するなど制度の大幅な充実を図り、平成10年12月に「福島県環境影響評価条例」を制定しました。

### 現在、縦覧を行っている環境影響評価法に基づく案件

#### 「（仮称）川内鬼太郎山風力発電事業 環境影響評価方法書」について

##### 【縦覧期間】

平成29年3月7日（火）～4月6日（木）

##### 【市内の縦覧場所】

- ▶ いわき市役所 本庁舎1階 市民ロビー（平字梅本21番地）
- ▶ 小川支所（小川町高萩字下川原15）
- ▶ 福島県いわき地方振興局 県民部県民生活課（平字梅本15）
- ▶ 大熊町役場いわき出張所 環境対策課（好間工業団地1-43）

##### 【事業者ホームページ】

[事業者ホームページはこちらから](#)

##### 【意見書の提出】

方法書について、環境保全の見地からの意見をお持ちの方は、各縦覧場所に設置された用紙などに記載事項を記入の上、備え付けの意見箱に投函いただくか、郵送により期限内に提出先まで提出してください。

##### 【意見書の記載事項】

1. 提出者の氏名及び住所
2. 方法書に対する環境保全の見地からの意見（理由も含めて記載してください。）

##### 【意見書の提出期限】

4月20日（木）（当日消印有効）

##### 【意見書の提出先及び問合せ先】

J R 東日本エネルギー開発株式会社  
〒105-0004  
新橋三丁目三番十四号田村町ビル九階  
電話：03-6206-6076  
午前10時～午後5時

##### 【住民説明会を開催する場所・時間】

日時：3月16日（木） 午後6時～午後8時30分  
場所：川内村コミュニティセンター（川内村上川内字小山15）



○インターネットによる「お知らせ」

(大熊町のウェブサイト)

大熊町について	町からのお知らせ	くらしの情報	震災関連情報	イベント・情報提供	便利帳
---------	----------	--------	--------	-----------	-----

ホーム > 【訂正】風力発電事業に係る縦覧と説明会のお知らせ

### 情報提供

#### 【訂正】風力発電事業に係る縦覧と説明会のお知らせ

登録日: 2017/03/02 15:30

広報おおくま3月1日号でお知らせした内容に誤りがありました。お詫びして訂正します。

◆住民説明会の日時  
 (誤) 3月15日(水) 午後7時から  
 (正) 3月16日(木) 午後6時30分から

---

JR東日本エネルギー開発株式会社が計画する「(仮称)川内鬼太郎山風力発電事業」に関する縦覧と説明会を実施しますのでお知らせします。

#### 発電所の規模

最大47,600キロワット(最大14基)

#### 対象事業実施区域

川内村南東部の鬼太郎山を含む山稜上

#### 環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲

いわき市、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町

#### 縦覧の場所

県庁生活環境部環境共生課(西庁舎8階)、県会津地方振興局県環境部環境課、  
 県いわき地方振興局県民部県民生活課、いわき市役所本庁舎1階市民ロビー、  
 いわき市役所小川支所、楡葉町役場環境防災課、富岡町役場復興推進課、  
 大熊町役場会津若松出張所企画調整課、大熊町役場いわき出張所環境対策課、  
 大熊町役場中通り連絡事務所、川内村役場総務課

#### 期 間

3月7日(火)から4月6日(木)  
 平日午前9時から午後5時まで(土、日、祝日を除く開庁日)  
**電子縦覧** (3月7日午前0時~4月7日午前10時)

#### 意見書の提出

環境保全の見地からのご意見をお持ちの方は書面に住所、氏名、ご意見(意見の理由を含む)をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けてある意見書箱に投函するか、4月20日(木)までに郵送してください(当日消印有効)。

#### 住民説明会

川内村コミュニティセンター  
 (川内村上川内字小山15)  
**3月16日(木) 午後6時30分から**

#### お問い合わせ先

JR東日本エネルギー開発株式会社  
 〒105-0004  
 東京都港区新橋三丁目3番14号 田村町ビル9階  
 電話:03-6206-6076  
 (担当・企画管理部広報担当)  
 ※午前10時から午後5時まで

### ライフイベント

妊娠・出産

子育て

教育・学校

成人

結婚

住まい引越

福祉

おくやみ

生活

避難生活

### 町 政

#### 町長メッセージ

大熊町長 渡辺 利剛

#### 大熊町議会

議会だより >

議会からのお知らせ >

議会インターネット中継 >

#### 広報紙 広報おおくま

情報紙 つながって おおくま なごみ

タブレット端末

イベントカレンダー

リンク集

申請・届出書式

入札公告

大熊町例規集

町内気象情報

検索キーワードを入力してください

検索

○インターネットによる「お知らせ」

(富岡町のウェブサイト)

The screenshot shows the Tomioka Town website interface. At the top, there is a navigation bar with the town's logo and name (福島県富岡町 TOMIOKA TOWN FUKUSHIMA). Below the logo, there are utility buttons for weather, volume, and language. A search bar and a 'Foreign Language' dropdown are also present. The main navigation menu includes 'トップページ', '富岡町のご案内', '富岡町役場', '富岡町議会', '関連施設・団体', and '広報とみおか'. A secondary menu highlights '暮らしの情報' (Living Information) with sub-items like '災害関連情報', '各種手続き・申請', '富岡町災害復興計画', '放射線対策情報', and '除染対策情報'. Below this, there are buttons for 'よくある質問Q&A', 'メールはこちらから', 'お知らせ' (Notice), and '緊急情報' (Emergency Information).

The main content area is titled '各種手続き・申請・お知らせについて' (About Various Procedures, Applications, and Notices). It features a '新着' (New) section with a notice dated March 31, 2025, regarding the availability of an environmental impact assessment report for the Iwanuma Wind Power Project. The notice includes details such as the project name, developer (JR East Japan Energy Development Co., Ltd.), project type (wind power installation), capacity (600 kW), and location (Iwanuma area). A sidebar on the right provides a list of other categories under '各種手続き・申請・お知らせについて', including '町のお知らせ', '国県等のお知らせ', '職員採用試験', '窓口からお知らせ', '届出・登録・証明', '国保・年金', '福祉・介護', '税金', '出産・子育て', '学校・教育', '一時帰宅(個人)', '公益立入(事業者)', '災害公営住宅', and '住宅支援(借上げ住宅)'.

## ○インターネットによる「お知らせ」

## 【電子縦覧・縦覧場所・意見書の提出について】

## (JR東日本エネルギー開発株式会社 ウェブサイト)

## 環境アセスメントについて INFORMATION

## 「(仮称)川内鬼太郎山風力発電事業」に係る環境影響評価方法書の公表及び縦覧について

「(仮称)川内鬼太郎山風力発電事業に係る環境影響評価方法書」(以下、方法書)を、環境影響評価法に基づき公表します。

※方法書は、2017年03月07日(火)～2017年04月07日(金)10:00までの期間中は閲覧が可能です。  
 ※当社ウェブサイト以外での閲覧、閲覧期間を過ぎた場合は表示できません。  
 ※当社ウェブサイト上で閲覧期間中でも、ご使用のブラウザ、プラグインが対応していない場合は表示できません。  
 ※方法書閲覧時のブラウザは、Internet Explorerを推奨します。  
 ※ダウンロードしての閲覧や印刷することはできません。

## 表紙・目次

- 第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- 第2章 対象事業の目的及び内容
- 第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況
  - 3.1 自然的状況
  - 3.2 社会的状況
- 第4章 対象事業に係る計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の手法
- 第5章 配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解
- 第6章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法
- 第7章 その他環境省令で定める事項
- 第8章 環境影響評価方法書を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- 要約書
- 環境影響評価方法書に対する意見書の提出について・意見書様式

## 方法書の縦覧

## 縦覧場所

福島県庁 生活環境部 環境共生課(西庁舎8階)  
 福島県会津地方振興局 県民環境部 環境課  
 福島県いわき地方振興局 県民部 県民生活課  
 いわき市役所 本庁舎1階市民ロビー  
 いわき市役所 小川支所  
 檜葉町役場 環境防災課  
 富岡町役場 復興推進課  
 川内村役場 総務課  
 大熊町役場 会津若松出張所企画調整課  
 大熊町役場 いわき出張所環境対策課  
 大熊町役場 中通り連絡事務所

縦覧期間：2017年03月07日(火)～2017年04月06日(木)  
 (土・日・祝日を除く開庁時)

意見書には、必ず住所・氏名(法人その他の団体は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)をお書きください。  
 環境影響評価方法書に対する意見の内容及びその理由を書いてください。  
 住所、氏名、対象方法書の名称、意見の内容及びその理由を記入してあれば、環境影響評価方法書に対する意見書の用紙を使用しなくても結構です。  
 また、ファックス、電子メールでも受け付けます。

## お問い合わせ先

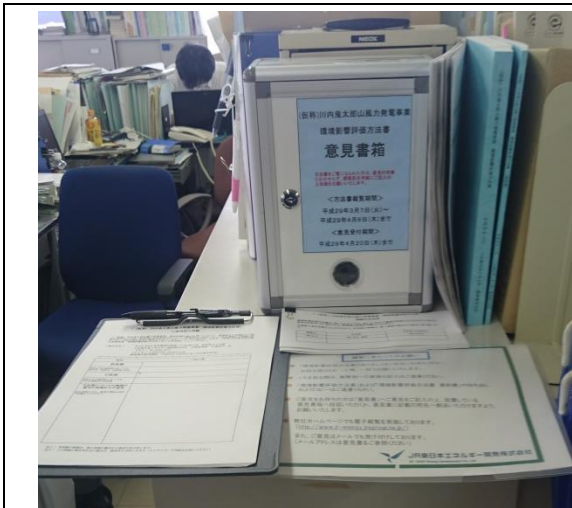


JR東日本エネルギー開発株式会社 担当：企画管理部 広報担当  
 TEL：03-6206-6076  
 FAX：03-6206-6075  
 時間：午前10時00分から午後18時30分まで(土・日・祝日を除く)

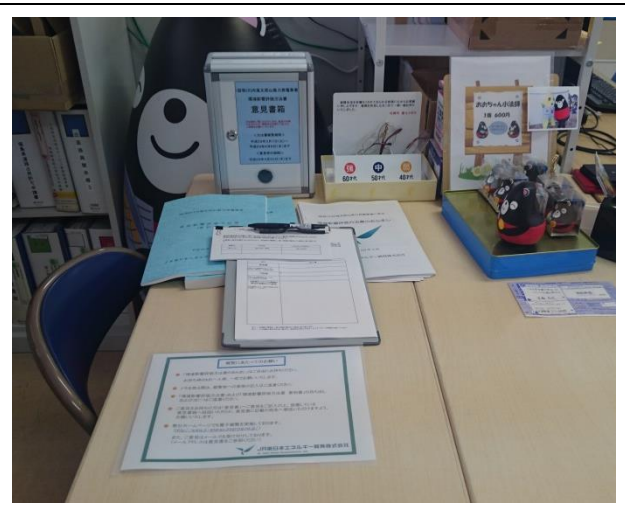
[前のページに戻る](#)

○ご意見記入用紙

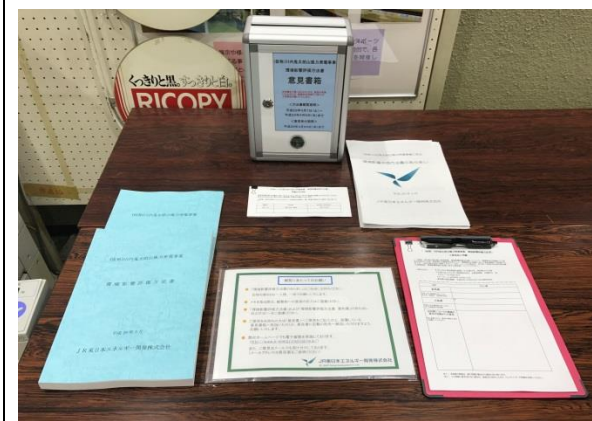




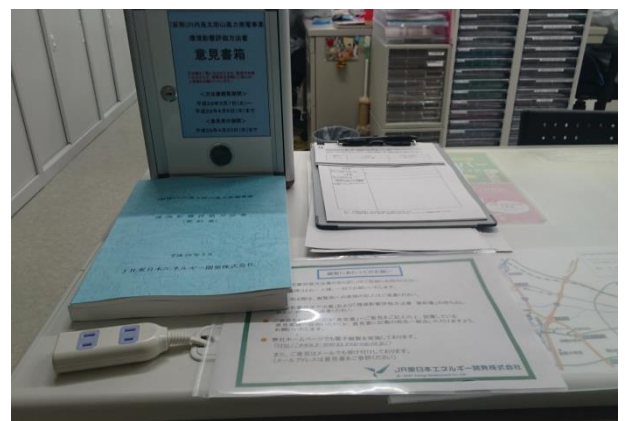
福島県庁生活環境部環境共生課  
(平成 29 年 3 月 6 日撮影)



福島県会津地方振興局県民環境部環境課  
(平成 29 年 3 月 6 日撮影)



いわき市役所本庁舎一階市民ロビー  
(平成 29 年 3 月 6 日撮影)



大熊町役場中通り連絡事務所  
(平成 29 年 3 月 6 日撮影)